

[研究ノート]

創造的会計の一例 (オフバランス金融) ——  
—— Ian Griffiths の所論

山 上 武

はじめに

経済の発展等である意味では我国の先輩国である英国では、会計関係でも先進 (或いは老成) した実情を反映して様々な工夫や新しい考え方が示されることが多い。最近の英国では、会計上、いわゆる「粉飾」ではないが様々な会社 (或いは経営者) にとって好都合な工夫が「創造的会計」(creative accounting) と称して論じられていることが多い。創造的とは会社に好都合になるように会計上の操作、工夫をすることであるが、あくまで粉飾決算の一步手前に止まっているものを指す。創造的会計の意義、具体的な事例、現行法規の下でのその守るべき限界等をよく知っておくことは、経営者にとっては勿論のこと、財務諸表を利用する投資家等利害関係者にとっても極めて重要なこと云わねばならない。

英国において最近、この分野についてまとまった著作として Ian Griffiths の Creative Accounting<sup>(註1)</sup> がある。Griffiths は英国勅許会計士 (chartered accountant) であり、The Independent 紙の金融関係の編集長 (City editor) をしている。Griffiths は本書において、現在英国において行われている様々な創造的会計の手法、その意義等を具体例 (多くは実名をあげている) を用いて説明している。我国においてもかかる分野についての問題提起等はすでにかかなり以前よりなされてきており、例えばリース会計などについては既に制度的な手当もなされている。我国においてもこの分野は今後益々重要性をましているものと思われる。

本稿では、本書のうち、我国においてもす

で問題となっているリース契約、特殊な受託販売契約、子会社を利用した金融等いわゆるオフバランス金融<sup>(註2)</sup> をのべた章<sup>(註3)</sup> を研究ノートとしてまとめてみたい。オフバランス取引<sup>(註4)</sup> の問題は、特にその開示を財務諸表の本体での開示として取扱おうとすれば、資産・負債概念、収益、費用概念等既存の財務会計の基礎概念そのものの改変が必要となり、従って財務会計の枠組み自体が大きく変わる可能性があるものであろう。しかしながら本章で著者は、オフバランス取引の実態、その放置の危険性等の指摘が中心で、これを新たな財務会計上の理論問題としてとりあげることはしていない。このことは本書全体を通じて云えることである。これは一つには著者が主として実務界で活躍している人であるせいかもしれない。

なお、原著では章の内節等に分けていないが、本稿では適宜分節をして見出しを設けた。

序 — 意義及び現状

最も有効な創造的会計は会社報告書の外部の独立した利用者に気付かれないやり方である。最も成功し、従って最も危険なやり方は財務諸表にそれが全く表れない方法なのである。創造的会計のこの分野はオフバランス金融として知られるようになってきている。この名称が示す通りこの方法は貸借対照表に当該借入金が見われずに事業に資金を調達する方法をいう。これは別に新しい現象ではないが、その大きさ、工夫において益々成長しつつある分野なのである。かかるオフバランス

金融の盛行はこのような金融方法に実際には全く値しない信頼性を付与するに至っている。皮肉なことだが、オフバランス金融の最近の発達は会社によってなされたものでなく、このような方策を活発に勧奨してきた、かかる資金の提供者によって主導されてきたものなのである。商業銀行や他の金融上の助言者の勧誘は70年代における作為的な避税操作に似ている処があるのである。すなわち、また再び、かかる方法は法律の文言には従ってはいらぬもののその精神には反しているものなのであり、このような方法をとることの合理性はただ単に他のみんなが同じことをやっていると言うにすぎないものと思われる。これでは全然正当化の理由にはならない。しかしオフバランス金融の広範囲な広がりを妨ぐことはできなかったのである。この方法はまた、若干の商業銀行によって重要な金融上のサービスである旨示唆され、積極的に行なわれてきている点において多少きわめて危険な色彩をおびている。例えば、ある商業銀行が、会社定款で規定された限定近くまで借入金をしている会社をみつける。ついで銀行は会社の経営者に近づく、会社定款に抵触せずに借入金の増額をなしうる方法を示唆するのである。経営者がこの提案に喜んでとびつく理由は多いにある。何故ならば、経営者は株主に訴え、会社定款を改める面倒さから免れるからである。このことは経営者にとっては好都合だが、定款の規定そのものの存在意義を失なわせしてしまう。この定款の規定は、株主のために会社経営にあたる経営者がその点をこえて理解し難いほど実際的ではないレベルの借入金をすることのないためのものであろう。かくてかかる規定のもつ弱いコントロールも蚕食されることになる。

しかし、借入能力が限界に達したことのみが会社がオフバランス金融にはしる理由なのではない。結局、会社定款は株主の同意で改正しうるのである。仮に定款を改正しても、

企業にとっての主たる問題が実際上借入債務が過大であるということならば、それは経営者に何の助けにもならない。株式市場は高いレベルの借入金をしなければならない様な企業の危険性を敏感に感じとるものである。企業評価の一つの重要な要素は負債比率<sup>(註6)</sup>、即ち株主資本に対する正味債務の比率である。負債比率が不当に高くなると株式市場は懸念を抱き、その会社に対してこの比率を低げる様に圧力がかかるものである。

会社が高い負債比率の下でそれを改善できない不幸な状況にあるときだけではなく、内部でえた自己資金を都合して何とかやっつけているときでも経営者はかかる作為的な金融手段の一つに誘惑される理由を見出すのは容易である。オフバランス金融は現にある借入金を減らすのに使え、かくて負債比率を下げ、或いはまた会社の長期的展望に必要な重要な事業や買収にとりかかるための資金がえられるのである。いずれにしても、これは、会社の財政状態の真実な表示をゆがめることになり、報告書の利用者が会社の状況について十分かつ公正な理解をすることを妨げ、従って投資意志決定が不適当な根拠に基づいてなされることになるかもしれないのである。

ASC<sup>(註7)</sup>の立場はそのリースや買戻し条件付購入に関するSAP 21号の前文に要約されている。リース契約はオフバランス金融の相当大きな源泉になっている。上記基準はリースの法的形式より実質を認識するように意図されており、リース資産及び対応する負債を報告書に反映することを確定するためのものである。ASCその前文において次の如く云っている。「会社が相当な金額の資産を購入する代わりにリース契約で求めている場合、その効果は、リース資産、債務を計上<sup>(註8)</sup>しなければ巨額の負債がオフバランスで設定されている可能性があり、同様に使用されている資産が貸借対照表に表示されていないことになりうるのである。かかる脱漏は会社報告書の外

部利用者のみならず会社の経営者自身をも誤導することだろう。」

これは ASC による極めて大胆な動きであった。取引の法的形態とその実際上の実質との間の軌轢は簡単に解決できるものではない、しかしながら上記リース会計基準の導入はこの問題の複雑さにも拘わらず殆んどもめることなく通ったのである<sup>(89)</sup>。一般に会社はファイナンスリースにおいて購入した物件の資産計上、対応するレッサーへの負債計上は快よくしてきてくれたのである。しかしながら契約の物件について資本化（資産・負債計上）を要しないオペレーティングリースと資本化して貸借対照表に計上すべき純粋なファイナンスリースとの間の区別に未だ若干の不確定さが残っている。これはさておき、このリース会計基準の ASC の勝利を意味する。次の問題は、リースに関するこの成功が最近生じてきている新しいより複雑なオフバランス金融の仕組みにくりかえせるかどうかなのである。

理論的には形式よりも実質の基準がかかる新しい操作にも適用されるべきである。しかしこれらの操作、工夫の多方面にわたっている性格及びそれぞれを現実特定することの困難性はその仕事を益々難しくしている。またある特別なやり方が特定され、その基礎となっている取引を貸借対照表にのせることで、その取引のオフバランス効果をなくしてしまっても、その後により巧みな工夫がそれにとって代って生ずるのみだと云う見解もある。多分最も望まれることはオフバランス金融操作の一般原則が確立され、その使用についての会社側の開示が年次報告書等で改善されることなのである。

かかる一般原則を確立することはむずかしい。というのはオフバランス金融はその様なことになじまないからである。また会社法は更に係りが無いのである。この特殊なゲームには何のルールりもない。更には生きた実

例もみあたらないのである。何故ならば、オフバランス金融に係る人々は他の人々が実際に自分たちがしていることを知られたくないので、かかる操作をするのだからである<sup>(90)</sup>。これは、多少、突然道路沿い 2 軒隣りにみつかったロシアのスパイ似ている。彼はひかえ目な、普通の隣人の一人にすぎなくみえたのであるが、その静で、何の変哲もない表面の下に全く不気味な存在がかくっていたのである。このロシアのスパイは他の人々の二軒隣にいたことが分かったのであって、貴方自身の隣近処では決してないのである。これと同じ話で、貴方が利害関係をもつ会社は決してオフバランス金融等に従事していないのである。それは考えると陰謀とか不正行為の匂いが余りにも大きく思えるのである。問題は実は貴方が何も知らない、ということなのである。

このことは、この国のすべての会社が十分な流動資金に恵まれているというより実際はどっぷりと借金につかっているのだという事実を変装するためにひそかに一連の悪賢しい工夫をしているのだ、と示唆するわけではない。昔からの俚諺に、みんなをいつまでもだましとおせることはできない、とあるがこれはここでもあてはまるのである。しかしながら会計諸則の柔軟性及び会社法の硬直性は会社が己の財政状態を実際より良く見せるための膨大な範囲を提供していることは疑いのないことなのである。通例、これは短期的な手段にすぎない。何故ならば、オフバランス金融の提供者も自分達の寛容さが乱用されることには甘くはないからである。このことは、創造的会計とは企業業績の短期的な浮動をならすための弥縫策をとることなのであるという根本的な原則を更に實際上裏付けることなのである。オフバランス金融も他のすべての借入金と同様に最終的には返済されねばならないものであることを忘れてはならない。もし企業が、貸借対照表上にある、或いはオ

フバランスの、或いは全く秘密裡の約定に依拠されないと云っても、究極的には依拠しなければならないわけである。しかしながら、資金調達方法について十分な事実を公開しないならば、オフバランス金融に係わっている会社は、その将来の見通しについて決定する権利を事実上オフバランス資金提供者に手わたしているのである。公表財務データにたよっている投資家、債権者等の人々は事情を十分に知った上での意志決定 (informed decision) をなすのに必須な十分かつ公正な情報を与えられていないのである。

しかしながら、オフバランス金融は常に両刃の剣なのである。それは会社の一定の時間における財政状態について外部の人々を誤導する浅薄な工夫と思われるかもしれないが、会社の難局に息つき暇を与えてくれることで極めて大切なものと考えられる。もし会社が十分時間がたてば何等問題なく解決するであろう単純な短期的資金不足に陥っているとき、それを気転のきいた、巧妙、目立たない方法で処理しようとするのは理解できるのである。会社が最も恐れるのは不当なパニック、不当な懸念をまきおこし、それが会社に対する信頼や信用を失墜せしめることなのである。会社の安定と会社に対する信頼こそ重要なのである。これらの会社にとっての価値は過小評価するわけにはいかない、そしてもしオフバランス金融がそういった無形の財産を保つ方法ならば、それはそれでいいのである。

倫理的問題は当面さておき、オフバランスシート金融には今一つの困難性がある、それはそれがなされているその特定の方法を確定することである。かかる形態の金融の提供者と受領者との間には暗黙の了解があるのであって、そしてそれは理解できるのである。提供者も受領者も失うかもしれないものも多いが、それ以上に得るべきものがあるのである。従って、様々な工夫が公にはされずになされているのである。しかしながら、共通し

て行われている幾つかのものを見定めることは可能である。

### 事例 1

多くの工夫の出発点は会社の営業遂行上必須と思われる資産についてである。このことがリース契約がかくれた金融として盛んになりかつまた成功した理由である。即ち、一方では、借手はその資産を営業上必要としており、他方、貸方はその資産に究極的な所有権を有していることで保証された担保をもっているのである。このことがオフバランス金融の「受託商品」法<sup>(註1)</sup>を性格づける基本原則なのである。

この方法は製造会社に対して實際上販売代理店として営業を行う企業にとって特に適当なのである。最も明白な事例は自動車の販売代理店 (ディーラー) である。車のメーカーはその利益は確定的に車の販売に依存している。しかし、メーカーはディーラーへ車を引渡すことではなく最終使用者 (end user) への販売が唯一の本当の販売であることを十分に承知している。またディーラーにとって車の在庫を維持するための財務コストは耐えられない程のものとなるのである。かくて金融のための受託商品法が登場することになるのである。

自動車のメーカーとディーラーとの関係を考えてみよう。両者は利害は共通しているが、同時に自分たちのビジネスを比較的商業ベースに維持しなければならない。そこでオフバランス金融のために受託商品方式をとるのである。この工夫ではメーカーはディーラーに受託販売契約で商品を引渡すのである。即ち引渡し時には何ら支払いは行なわれない。その商品が販売されたときディーラーの支払義務が生ずるのである。契約は場合によって多少異なるであろうが、ディーラーの支払は販売後或いはその少し後にはじめてなされるのである。メーカーはディーラーが最終的な

販売を確実になすことを気づかうであろうが、何の補償もなくその危険や商品についての金融を全面的に負担すほどの用意はしないであろう。

このことはディーラーがメーカーになさねばならない預け金（a deposit）という形式をとるのである。しばしばこれはディーラーの過去の車の販売実績にリンクされる。これはメーカーのキャッシュフローを助け、同時にディーラーには車販売業務に対する目にみえる刺激となるので合理的な取りきめである。もしこれがなかったならば、メーカーは大層コストのかかる返品契約付販売方式<sup>(12)</sup>に類する契約をする危険を冒すことになる。この預け金はディーラーに受託販売契約による商品を受け取る権利を保証するわけである。しかし、この金額は決して少なくないのであって、ディーラーにとってはメーカーに自己の流動資金の相当額を永久に拘束されていることになる。この預け金について何とか金融手段を講じなければならぬことは明白であり、ここに受託販売方式が実際に効力を発揮することになるのである。

通例、この預け金は借入金でまかなわれることになる。従って、利子の支払いが必要となるだけでなく、事業の他の部分で運用されている資金を引きあげて充当するわけである。そこで、メーカーは、預け金を免除（waive）し、その代りに月々の預け金免除料（waive fee）を支払わせる、といった方策に同意するのである。これによって車のメーカーはキャッシュフローの要素を確保できるし、もっと重要なことはこれはディーラーにとって大変な便益をもたらす、ということである。ディーラーにとって預け金という形で永久に拘束される資金が自由になるわけであり、また預け金免除料はディーラーのキャッシュフローから支払うものとはいえ、この方がずっと負担が軽いのである。

実質的にはメーカーがディーラーの営業用

商品の資金負担をしているのである。しかしその商品はディーラーの報告書に表われないし、もっと大事なことはこの「借入金」……これはもしかかる工夫がなければディーラーにとって商品の安定した仕入れに必要なものである……も表われなのである。従って、ディーラーは預け金債務の負担につきまといわれることなく、もし必要ならば、銀行から更に金融をうけることも自由にできるのである。

このような取りきめが両者に利点をもたらすことは明白である。つまるところディーラーもメーカーも車の販売が最後の目的であるというので共通して働いているのである。ここではメーカーがかかる金融を効果的に行うことを正当化するくらい、ディーラーの営業に対して十分な信頼をもっていることが前提条件となる。この形式のオフバランス金融の危険性は、むしろ、ディーラーがその取引銀行と取引するとき、或いはディーラーを同様なタイプの金融の便益を享受していないような他のディーラーと比較するとき、このディーラーの真実な状況の表示に歪曲が生じていることに<sup>(13)</sup> に関してなのである。

上述の事例ではオフバランス金融は供給者とその取引先との間の正常な業務関係のほぼ一部としてなされている。これはほとんど実質的な商業実務に他ならないのであって、正常な業務関係の当然の発展したものであり、従って承認できるものであると云えよう。この金融は通貨で行なわれるわけではない。これは単にディーラーが拘束されるはずであった資金を自由にし、よって事業の他方面に転用できるようにするということだけなのである。

しかしながら、オフバランス金融契約の大部分は商業の実態とは殆んど関係のかけ離れたものである。それはその会社の報告書の何処にも借入金として表示されることのない通貨の供給方法に他ならない。

## 事例2

次に再び事業の製品、仕掛品がこのような工夫の理想的な出発点となるケースである。

「商品の擬似販売」契約<sup>(14)</sup>はその名称が示す通り会社の在庫品にその成功が大きく依存しているものなのである。これは製品・仕掛品が販売されるまで長期に保持されている如き事業に特に適しているのである。ウィスキー、ワインの製造業者はこの擬似販売方式を有用なものと考えてであろう。何故ならば、製品、特に前者の製品はそれが消費者への販売に出荷できるようになるためには相当期間貯蔵しておかねばならないからである。これに要する資金上のコストは極めて高くなりうるのである。問題は単に貯蔵費用だけではない。より大きな問題はキャッシュフローのタイムラグが係わってくるのである。業者はウィスキーの蒸留に巨額の製造コストを負担する。しかしその後更に、それが販売され代金からコストが回収されるには数年を要するのである。

昔から営業しているウィスキー製造業者には貯蔵している製品のうち貯蔵しておくもの、熟成の上、配達・販売にまわすものについて常にその量の浮動がある。このキャッシュフローのタイムラグは会社の長い過去の歴史にわたる生産循環の中に吸収されているものと推定され、事実はずっとその通りであると思われる。しかしながらかかる製品を熟成する資金コストが常にあり、しかも事業が一時的に困難な状況に陥ったときそれが非常に大きな負担になるという事実は変わらないのである。英国のウィスキー産業を見直した問題は何度もくり返されたことであった。過剰生産能力が過剰供給を生み、それがごく薄いマージン、場合によっては赤字で投売りを余儀なくされる事態となり、これが業者を苦境においこんだのであった。

かかる状況では会社がオフバランス金融に

はしることは全く納得できるのである。銀行が慣行的な融資方針でこの業界の会社に融資限度をのばすことは全く困難なのである。何故ならば、銀行関係者はこの業界の問題点をよく知っており、既にその貸借対照表が望ましくないレベルの負債比率を示しているのに更に融資をすることはいやがるからである。

このことは借入金長期在庫の資金手当てではなく製造工程の効率化のための新設備投資のために必要となると会社を更に矛盾した状況におこむのである。このような投資は会社が長期的に競争力を保持し、かくて生き残るためには必須であろう。しかし銀行が会社の将来について楽観的で信頼しているのでなければ融資は不可能であろう。

製品の擬似販売契約を結べばよいのである。この取りきめでは会社は製品を金融会社に販売する。製品引渡しに伴う売掛金も販売時点で計上される。しかし、これは真の売上げではない。何故ならば会社は将来のある時点における買戻しのオプションを留保しているからである。そしてこのオプションは多くの場合、必ず行使される。結局のところ金融会社は金融事業を行なっている会社であり、蒸留会社は酒類蒸留業を行っている会社なのである。上記の販売では、製品はその所有主が全くちがう他人に変わったことなど幸いにも気づくこともなく、通常は蒸留会社の敷地を去ることなく幸福に熟成に時間を過ごすのであり、販売は明白に擬制的なものである。

買戻し価格は当然、当初の販売価格より高い。それは通例、その製品の市場価格は上昇しつづけているという前提の下に、再販売時の価格に基づいて決定されるか、或いは当該製品の金融会社の所有期間中に生じた利子の累計分だけ当初の販売価格を上方修正した価格である。従って、ウィスキーが熟成し熱心な消費者の消費に十分供される状態になったとき買戻しのオプションが行使される。金融会社には代金が返済され、両者の事業は何

ら不適当なことがなかったものとして継続されていくのである。

金融会社に当初販売された価格と蒸留会社が買い戻して価格との差額は、実質的には一種の金融費用であり、それはもし蒸留会社が外部より借入金を調達して熟成期間中の製品の資金手当てにあてていたとした場合、支払ったであろう利子に代るものに他ならない。しかしながらこの金融費用は商業ベースの金利によって負担する場合より大きいものとなる。

かかる取引の蒸留会社の資金面に与える影響は相当大きいのである。第一に、蒸留会社はもし望むならば、金融会社との取引時点にまで製品売上を繰り上げ計上できるのである。しかし、これはこの取引時点において蒸留会社の製品販売状況が極めて良い場合でなければとられないオプションなのである。より一般には売上は真の顧客に販売されたときに始めて計上されるのである。この方法だと、蒸留会社は買戻し価格の全額をコストとして負担することはなく、当初の販売価格と買戻し価格との差額—この取引の金融要素—のみを負担することになり、そしてこれを製品を買戻した年度の売上原価に含めるのである<sup>(註15)</sup>。

第二に、そして蒸留会社にとって更に重要なことは、擬似販売取引の期間を通して、ウィスキーの熟成期間中、調達した資金を自由に使えることである。この資金は短期資金のショートのためであろうと重要な設備投資プロジェクトのためであろうと蒸留会社の望む方向に使えるのである。このような工夫を利用する理由が何であろうとその効果は全く同じである。即ち、この借入金は貸借対照表には表われないのである。また金融会社に販売したその製品もきえているのであり、このことは蒸留会社が過剰在庫問題など抱えていないという事を示したいとき大いに重要なものとなる。

この面では、この工夫は借入金とそれに直

接関連した資産のいずれもが会社の報告書に表わされないということで、オフバランス金融の受託商品方式に似ている。

### 事例3

流動資産を貸借対照表上借入金として表示されないような金融をうるのに使う更に別な例として「仕掛品の割当て譲渡」方式<sup>(註16)</sup>がある。この方式では資産と対応する負債が報告書から単に除外されるのではなく、会社の仕掛品の評価額の減額となるのである。これは完成に数年を要する長期契約をなす事業に本来的に最も適したオフバランス金融方式なのである。この種類の工夫の適当な利用者としては直ちに建設会社がうかんできるところである。ここでも再びかかる工夫を採用する根本的な理由は、短期的な資金不足、既に高い負債比率に関してのことなのである。

在庫品に固定化した投資を回収するのに数年を要し、その資金手当をしなければならぬ蒸留会社と同様に、建設会社も必要なコストを負担して相当期間を経過した後に始めて資金回収ができる様な長期のプロジェクトの金融という困難な問題を抱えている。この場合も契約を長時間的にバラつかせる、工事完成のタイミングを工夫する等の方法で通例、このキャッシュフローのずれをならすことが期待できるのだといえよう。しかしながら建設業界は国内でも国際的な場でもやはり困難な状況に置かれているのである。見積りマージンは極めて薄く、競争ははげしいのであって、少なくとも契約の主導権は受注者ではなく発注者にあることは云えるのである。プロジェクト発足前に支払わねばならない準備費は相当な額にのぼるものであり、しかもこれを銀行が貸付のレベルを増すことに疑念を抱いているときに都合しなければならないのである。

建設会社にとって更にもう一つの問題は、非常にはげしい競争の時期に通例直面する困

難性—即ち契約上分割払いで代金を受けとることに関連する。建設会社の国際的な契約において、これは最も問題となり易いことなのである。というのは、相手国側の官僚制や国際収支の悪化が重なって建設会社に支払われるべき代金がしばしば遅延されることになるからである。会社がかかると問題に対処するために仕掛品の割当て譲渡方式をとるのは、かかるキャッシュフローの不規則性に対処するためであり、かつ同時に貸借対照表上の負債比率を適切に保つためのものなのである。

再びここで、会社は銀行又は金融会社と取引をするのである。建設会社は主契約において受取るべき金額についてそれを全額金融機関に割当て譲渡し、かつそれを取消不能とする<sup>(註17)</sup>。同時に会社は工事契約履行の誓約書を金融機関に提出する。金融機関は工事代金の割当て譲渡をうけた工事履行の誓約書ももらったので、建設会社に定期的に通貨で前渡金<sup>(註18)</sup>を支払うのである。これは通例、工事の進行に先行して支払われるので建設会社は必要な資材を購入でき、また工事契約に関連した他の必要なコストを支払うことができる。このように前渡金で支払われるので金融機関はこの取り決めの一部として一定の利子率をきめて、それによって利子を建設会社に課すのである。

この工夫は、建設会社に、顧客からの分割払いのタイミングに不当にわずらわされることなく、また他のキャッシュフローの予定や貸借対照表に存在する長所や短所に影響を与えることなく工事契約を遂行できるようにするのである。

この工夫では、建設会社が金融機関よりの前受金とそれに生じた利子を共に全額支払った後でもなお、主契約における残高につき銀行等から会社に再び割当ては続行されていくようになっている。銀行との取りきめでは、会社が銀行等に前受金の返済として支払う率を調節することができるので相当な柔軟性を

もつことになる。建設会社にしてみれば顧客側の分割払い代金の入金状況に応じて同じ速度で金融機関への返済をしてもよいし、会社の他の分野でのキャッシュフローが許すならばもっと速い率で返済することにしてもよいのである。

また、顧客の支払代金の銀行等への割当て譲渡契約の条項や工事履行の誓約書の内容は、銀行等が建設会社にプロジェクト金融のために前渡した資金について建設会社の銀行等への直接の返済義務がないことを明らかにしている<sup>(註19)</sup>。このことは建設会社にとってこの前受金を報告書上借入金として示す必要がないことを意味する。よってこの前受金は全くオフバランスのままにとどまるのである。この前受金は、正常な分割払いの入金が売掛金勘定で取り扱われるように会社の仕掛品価値額における単なる減額として取り扱われる<sup>(註20)</sup>。

しかしながらこの取引は公開の要求規定からまったく免れるわけにはいかないのである。工事履行誓約書の内容や条項は一種の偶発債務が生じたことを示しているのであって、従ってその存在は会社の報告書上注記の形で明示されねばならないのである。その注記はかかる誓約書の報告書に及ぼす影響を十分に明らかにすることはないように漠然と記載することができるのであって、よって会社の公表借入金を少なく報告すること可能にしているオフバランス金融の諸活動は全く秘密裏に行なわれるのである。

### 以上3例について

以上検討した3つの事例は直接会社の資産に関連したものであった。多くの場合、こういうオフバランス金融方式使用の基本的な理由は、単にかかる工夫が関連した資産の資金手当てのためであった。これら3つの工夫がすべてに共通するテーマはただその借入金が貸借対照表に表われないことだけではなく、



当該資産—それが製品であろうと仕掛品であろうと—も貸借対照表に表われないことであった。

従って、このような工夫は商業上の問題のための単なる実務上の解決策にすぎないともいえよう。見えない負債が見えない資産と対応しているのであるから、株主や報告書の利用者は、欺かれているわけではない、というわけである。しかしこの議論は次のような場合、成り立たない。即ち、その資金が当該資産ではなく別のプロジェクトの資金手当てのために調達されているとき、或いは、商業上の慎重な配慮の下では、かかる資金を率直な借入金契約によって調達することなどできなかったであろうと考えられる場合などである。オフバランス金融は如何なる形式であれ、会社の借入金についての真実な表示を歪めるものであり、そのことによって、その会社と他社との比較を妨げるだけでなく、会社報告書に依存せざるをえない人々によってなされる営業上の或いは投資上の意志決定を誤った情報に基づいたものにする虞があることに疑問の余地はないのである。

しかしながらなお次の事は指摘しておかなければならない。即ちこれまで検討してきた工夫は、たとえそうだからと云ってそれでその欠点が補われるわけではないが、事業の何らかの真の商業的側面につながりをもっているという特徴を有している。この点においてそれらは次に分析する残りの2事例—これらは如何なる真の取引とも全く関係がないのである—とは大いに異っているのである。以下の2事例は関係者以外の人々に知られることなく事業に資金を調達するための作為的な方策にすぎないものなのである。

#### 事例4

次の2事例のうち簡単な方は「償還優先株式<sup>(註21)</sup>」方式である。これは実質的な借入金であるものを会社の株式資本金の一部として分

類表示することを可能ならしめるものである。これは中心となる持株会社<sup>(註22)</sup>によって用いられる方法ではなく、むしろその子会社の1つによって用いられる方法なのである。この子会社は市中金利に相当する配当を支払う償還優先株式を発行するにすぎない。そしてこの優先株式は銀行、金融会社によって引受けられるのである。

この子会社は、この株式発行によってえた資金を望む様に使えるので、この取引に何ら不満はない。資金は企業グループ内を必要に応じてプロジェクトなり投資なりのために移動されるであろう。銀行等もまた、優先株式を購入することで会社に支払った資金について断念した利子を補償する配当を継続して受取るので何ら不都合は感じない。

しかしながら最もメリットをうるのは持株会社それ自身なのである。何故ならば、子会社はその貸借対照表上この優先株式について公開表示しなければならないが、その報告書は一般の人々に詳細にみられることはまずないからである。主たる関心もたれるのは持株会社の報告書<sup>(註23)</sup>なのである。そしてここでは優先株式資本金は連結貸借対照表上少数株主持分に準じて取り扱われるのである<sup>(註24)</sup>。従って、この取引から借入金の本質を見つけることは不可能である。しかしなお、この企業グループはその公表報告書上これについては何ら借入金としての表示はせずに、かく調達した資金を使用し続けるのである。子会社を資金調達のための手段として使用することにより、こういった資金は企業グループのオフバランスのままの、借入金としては気付かれずにいることが可能になるのである。

#### 事例5

上述の原理は次の最後の、また最も奇妙なオフバランス金融の事例において拡張されているのである。こんどは非表示子会社<sup>(註25)</sup>による工夫である。この名称で分かる如く、こ

の操作は子会社を単にオフバランス金融に使用すること以上におし進めたものなのである。1つの会社を法的な子会社としてではなく、法律の厳密な解釈以外のあらゆる意味において子会社としての性格をもつものとして作るのである。これは取引の実際上の実質とその法的形式との間の常に存続している軌轍の一例である。

その会社は最も狭い法的解釈においては1948年会社法第154条に規定する子会社とならないように株式発行をして設立される。話はここで終わるのではない。子会社の法的及び資本構成は親会社がそれを子会社として報告書上扱わなくともよいという利点に止まらないのである。即ち、このことに加えて、この親会社の分社たる子会社を税務上グループ課税における控除の規定の恩典を十分活用できるようにするのである。かかる奇妙な、一見馬鹿げた状態は財務報告書上のディスクロージャー目的に子会社を決定するときのルールと税務上の子会社を決定するときのルールが異なるからである。かくて持株会社はオフバランス金融の果実をうるのみならずそれを賞味できるわけである。

このような見えない子会社を作る方法は幾つかあり、そのすべてが、その当然の性質として極めて複雑である。しかしながら、それらは会社の金融上の顧問の多少の手助けがあれば驚くほど簡単に実行できるのである。

多分、非表示子会社の最も簡単な例は普通株式とA種優先株式<sup>(註26)</sup>と称される株式を組み合わせた株式資本金で設立したものであろう。我国の会社法ではこの両者の株式とも株式資本金として表示される。当然、このことがこの会社が結局オフバランスに留れるのに重要なわけである。普通及びA種株式は同数発行される。この企図を実現するために持株会社は発行される普通株式を引受け、親会社(持株会社)の銀行がA種優先株式を引受けるのである。

しかし、会社法のディスクロージャー関連の規定は、新会社の取締役会の構成に関する規定をも考慮しなければならない旨指示している。分離設立した新会社の株式資本金についての均分所有だけでは子会社としてのディスクロージャーを免れること確保するのに不十分なのである。会社法は取締役会の構成も企業の真の所有主を決定する上で株式と同様に重要であることを認めているのである。従って、かかる子会社を設立するのに、その定款は、持株会社と銀行が同数の取締役を任命する権利を確定する様に作成されなければならない<sup>(註27)</sup>。

取締役会の構成が半数ずつ同数であることは親会社にとって、取締役会の現実的な統制力を失うので若干の実務上の問題を生じる。この困難を回避するには2つの方法がある。いずれの方法も子会社として表示する必要がなく、従ってその活動等もディスクローズする必要がないような子会社を作るという究局の目的に差支えるものではない。

第一の貸借対照表上の迂回策は、親会社が単に普通株主になるだけでなく、子会社の社債<sup>(註28)</sup>を若干もつことである。この社債は取締役に更に取締役を送りこむ権利を付与されており、かくて取締役会の議決権の支配力を獲得することができるのである。或いは別な方法として、定款によって普通株主、即ち親会社による株主持分によって任命される取締役に2票与え、A種優先株主、即ち銀行によって任命される取締役に1票のみ与えることにするのである。いずれの方法も新たに設立された会社が法的な子会社になるかどうかの判定には関与しないのである。

この判定は2つの簡単な質問に対する答えに依る。即ち、持株会社はその会社の株式資本金の50%超を所有しているかどうか、またその取締役会の構成を支配しているかどうか、である。両方の質問に対する答えが肯定ならば新会社は子会社と判定されるのであ

り、そして子会社として処理されグループの連結財務諸表上然るべくディスクローズされねばならない。しかし、上記の事例の方法で会社を作ると両方の質問に対する答えは明らかに否である。新会社の株式資本金は2つの異なる種類の株式より成っているが、親会社と銀行に均分して所有されている。法は株式の種類については考慮せず、単に発行株式の総数について考慮しているにすぎない。更に重要なことは所有している株式の割合である。ここで決定的な言葉は、超（より多い、more than）という言葉である。親会社の持分が50%に達するまでは、この判定テストを通り、株式の持分の質問については安心して否といえるのである。

同様に、取締役会の構成についても親会社は否と答えることができるのである。この場合のキーワードは「構成」(composition)である。これは取締役会の支配(control)とは全く異なったものなのである。というのは親会社はその代表者達が取締役会の議決権の過半数を持つことを確保するが、だからといって取締役会の人的構成(composition)の支配力を実際に有することにはならないのである。会社の定款で株主の種類別に任命される取締役の数をきめるので、取締役会の構成をきめるのは会社定款なのである。これらの取締役に与えられる票数が異なることは取締役会の構成に関する規定には全く存在しないのである。たとえ親会社が、キャスティングボートをもつ取締役を追加任命するために社債ルートを選んでも、取締役会の構成に関する質問に対する答えは、なお否である。これは、社債権者に与えられたかかる任命をする権利は、それ自体としては新会社の株式資本を所有する結果として行使できる権利ではないからである。しかし、この場合、親会社は普通株式を所有していることに注意しなければならない。従って、社債権者によって任命される取締役は、上述の取締役会構成テスト目的

には無視されるのであり、かくて再び、親会社はこの質問に正当に否といえるのである。

かくの如く2つの質問に否といえることは、親会社にとって、関連する法令上形式的には子会社とならないが、その取締役会の支配権は有する会社を現に所有することになり、これは親会社にとって極めて貴重な財産となるのである。上述した方法はこのような企業ユートピアを作る唯一の方法ではない。このためには同一のテーマで無数の変形があるのであって、それは株式資本の種々異なった組合せ、グループ内各社による株式の複雑な相互持ち合い、取締役任命における微妙な組合せ等を用いて目的とする結果を得るのである。どの様な方法を用いるにせよ、親会社は常に同様な、極めて望ましい目的を達成するのである。

このような子会社を作って—そしてこれは子会社とはならないわけであるが—親会社は安心してそれを適当なとき活用できるのである。主なメリットは、新しい会社は法的には子会社ではないのでこれを連結してグループの貸借対照表に入れる必要がないことである。その資産と負債—これは本来ならば持株会社の財産状態の表示に反映されるべきものであるが—は全く無視される。とはいえ、新会社は関連会社又は関係会社<sup>(註29)</sup>としては認識されなければならない。しかしながらこのことは企業グループの状況に重大な影響を与えるものではないのである。何故ならば、このことは持株会社の会計において新会社の損益の持分に応じた部分を計上するにすぎないからである。

そこで、非表示子会社をもつことの真の利点は、それがもつ親会社の報告書には表われないような金融を調達しうる範囲なのである。その借入金はどのような形態のものであれ認定することは殆んどできないであろう。従って持株会社は負債比率を低く、或いは既に高い負債比率の貸借対照表だが少なくとも十分

に統御できているとの印象を与え続けながら、意のままに資金を調達できるのである。

この会社を通じて資金調達する方法は無数にある。それは単に多額の資金を借入れて、様々な資金需要のためにグループ内に配分するという問題に止まらないのである。これも一つの可能性であるが、しかしこの方式によるとグループ内の他の子会社に資金を貸与し、それがその会社の報告書上借入金として表示され、従ってそれが特殊会社の報告書に表示されてくるということになるであろう。

これらをグループ間の貸借関係としての相殺する余地は若干ある。しかし、この新会社は連結されないので、この処理はかなりむずかしいことになる。更にまた、この新設会社はとりたてて云う程の自分の資産はもっていないであろう。そして銀行は何らかの保証がなければ貸付をするのには大いにためらうであろう。従って、グループ内においてオフバランス金融を展開する何らかの別な方法を用いる方がよいわけである。例えば、親会社か他の法定的な子会社がこの見えない子会社に自己の資産の一部を売却し、この資産を非表示子会社が借入金の担保として使うのである。この場合の「売却」は言葉の最もゆるい意味で用いているのである。何故ならば、この場合の売却契約は売手にその資産を後日同価格で買い戻すオプションを与える条項を含んでいるからである。このオプションはグループの金融状況に好都合なとき行使されることは疑いないのである。

第二の方式はグループ内の会社がその債権を新会社に譲渡することである。次に新会社はそれを銀行に割引いて譲渡するのである。この方式もグループ組織内に資金をもたらすことは明白であって、前の方式と同一の効果を生む。正当な固定資産或いは流動資産がなくて正当な資金にかわるのである。但しその方法は全く作為的なものである。

## 以上 2 事例について

しかしながら、上記 2 事例における作為性 (artificiality) は非合法的なものではない。関連した取引は公明正大なものとは必ずしも云えないが、公明正大ではないとも確かに云えないのである。しかし、こういった取り決めの性質及びそういうものの存在自体が懸念を抱かざるをえない原因なのである。それらは創造的会計の承認し難い局面となる重大な危険をはらんでいるものである。

オフバランス金融一般の主な問題点は一特に非表示子会社方式に関してであるが—それが報告書の真実性、公正性を歪める虞れがあることである。こうした操作を報告書上報告する法的義務は会社にはないが、創造的会計が詐術の会計 (deceptive accounting) になる可能性は大いに増大する。現在、オフバランス金融についての情報は何ら公表を要求されていないのである。

従って、株主及びその他の報告書の利用者は十分でもなければ公正でもない、確実性を疑われる情報を用いて意志決定をしていることになる。公表報告書によればわずかな或いはまったく借入金がない企業グループも実際はオフバランスで調達した借入金が巨額に存在しているかもしれないのである。どの会社かその様な工夫をしているのかを見分ける方法がないのが大問題なのである。その企業グループの監査人でさえ、かかる事柄の複雑怪奇な性質のためそういった取り決めの存在を見定める (identify) ことは困難であり、従ってそれらが果して報告書の真実かつ公正な表示に影響を与えているのかどうかを査定することなどできないであろう。

## 結論 — 対策など

会計士業界にはこの問題は余り長くは放置しておけないという認識がひろがりつつある。KMG Thomson Mclintock 会計事務所<sup>(註30)</sup>の David Tweedie 教授によってなされたすぐれ

て先駆的な調査研究—本章はこれに大いに依存している—では速やかな行動を主張しており、彼の心配はイングランド銀行の如き金融の規制当局によっても支持されている。Tweedie教授がいう直ちにとるべき行動の要点は、オフバランス金融を現在は否定されている粉飾経理（window-dressing）—多分これが今のオフバランス操作の先駆形態であろう—と同じくいかがわしい（shady）ものというカテゴリーに入れる、ということに他ならないのである

粉飾経理とオフバランス金融の認識の相違はその名称に表われている。前者は卑劣であり欺瞞的なひびきがあるが、後者は決して恥ずべきものではなく実効のあるものという印象を与える。しかしながら両者ともその効果は報告書の不当表示であって、読者を誤らせるものなのであり、問題はどの程度及び何のために行なうのかということにすぎない。

会計士業界よりの指針がオフバランス金融の問題を取扱う多分唯一の実際的方法であろう。政府が会社法に変更を加えて救援にくる見込みは殆んどない。何故ならば、法律の順守を犠牲にしてまで形式より実質を重んじたりはすべきでないとの原則<sup>(註31)</sup>があるからである。この方策がふさがれているならば、唯一の前進策は財務諸表が真実かつ公表な表示をなすべきであるという至上命題によって正当化されるディスクロージャーの改善である。監査人側がオフバランス金融操作の性格と一般原則についてより明解に理解すると共に、組織内におけるその存在の隠しきれないで現われてくる兆候をより良く理解することとが合わさって、かかる病巣が、それが拡大する機会をえる前に会社の貸借対照表から剔出される可能性は実際にあるのである。

上記のことがなされるまで、それも有効になされるまで、オフバランス金融は会社報告書の適切性、信頼性を脅かし続けるであろう。これらの操作は商業銀行によって活発に勧誘

されているので、一見不都合なことなどない様な印象を与えるが、それは全く根拠のないことなのである。オフバランス金融を正当化する議論は、それが純粹に会社の必要性を満たすものであり、従って社会に役立つものなのだと云う点においてポルノグラフィーの出版、販売を支持する議論と似ている。それを禁ずる立法措置は単にそれを地下治動化し、取締りを一層むずかしくするのみだ、というのである。

かかる所論にも多少きくべき処はあると思えるが、ポルノグラフィーと同じく、その存在の理由がそれを望ましいものにするわけでは決していない。

しかしながら、これらの工夫は会社の真の財政状態を大かれ少なかれ仮装して示そうとする会社経営者にとって極めて有効な手段（tools）なのであることを忘れてはならない。たとえば短期キャッシュフローの浮動をなめらかにするため、或いは会社の財務安定性がずっと良好であるかの如き幻想を作りあげる…こういったことのためには、オフバランス金融が有効なのである。

株主及び報告書利用者にとってかくて作られる歪みに対する保護は殆んどないのである。彼等にできることのすべては、企業グループの構成の変化、偶発債務の詳細及び、グループの債務状況の異常な変動には特に注意を払って財務諸表を極めて注意深く読むことだけなのである。そしてその後はせいぜいうまくいくことを神に祈るのみである。

### おわりに

本書は私が在外研修として1年間英国に滞在していたとき幾つか読んだ英国の最近の会計文献のうち最も啓発されたものである。英国の会計は理論的な研究よりもその豊富な実務経験にみるべきものが多い。金融大国として老成した現状を反映しており、今後の我国の動向を考える上で示唆されることが多い。

本書はそのような意味で代表的なものと思われる、そのうち我国においても問題となりつつあり<sup>(注32)</sup> 興味がひかれるオフバランス金融を取扱った章を研究ノートとしてまとめてみたものである。

(注1) Ian Griffiths, Creative Accounting—How to make your profits what you want them to be, Unwin Hyman Limited, 1990

(注2) オフバランスシート・ファイナンス(off balance-sheet financing) オフバランスシート取引のうち、主として貸借対照表上負債として明白には、或いは全く計上されない資金調達のことである。以後本稿では単にオフバランス金融という。

(注3) Chap. 14, How to operate off balance-sheet financing, 上掲書 PP. 156～178

(注4) オフバランスシート取引については必ずしも明確な定義が確立されているとは思われないが、例えば、我国では田中健二著「オフバランス取引の会計」(同文館、平成3年) p iiiでは次の如くのべられている。

「オフバランス取引とは、貸借対照表には必ずしも十分に表示されない取引のことであり、連結やリースを利用した伝統的なものから、最近の先物取引やオプション取引などの金融商品までさまざまなものが含まれる。」

(注5) company accounts. 単に accountsと云うこともあれば financial statementsと云っている。適宜、会社報告書、報告書、財務諸表と訳した。

(注6) gearing, ここでは the proportion of net borrowings to shareholders' fundとされている。

(注7) Accounting Standards Committee  
1970年から1990年まで英国の会計原則審議会であった。但し、1976年までは ASSC (Acc-

ounting Standard Steering Committee) と云った。合計24号の基準会計実務意見書 (S-SAP, Statement of Standard Accounting Practice) を出している。本文で引いているものは、SSAP21, Leases and Hire Purchase, 1984 である。

(注8) capitalize この場合、貸借対照表の資産、負債として計上することであろう。

(注9) 我国でも昭和63年商法計算規則の改正によりリース契約による資産、負債は、貸借対照表本体に計上することか、或いは注記することでディスクロージャーの途が開かれた。また附属明細書でも開示することになっている。我国では割賦販売等で所有権が売主に留保されている資産も買手においてその資産を購入代金の債務と共に貸借対照表には計上する慣行は確立していたので、このような所有権売手留保の未履行契約の一形態としてリースを含めたものと思われる。但し、注記、附属明細書での記載は貸借対照表の本体外に記載することであり、これは会計理論上余り問題はないが、リースによる資産、負債を貸借対照表本体に計上することは概念的にも技術的にもかなり新しい問題を提示していることになっている。

(注10) オフバランス金融は公表財務諸表に示されていないので、事実としての業界のひそかな慣行として知れわたっているとか、或いはある会社が倒産等をして結果的、事後的にその存在が判明することを云っているものと思われる。

(注11) 'consignment stock' method 委託者にとっての委託販売法、受託者にとっての受託販売法のことであろう。また consignment stock は委託者では委託商品、受託者では受託商品である。これらはすべて受託販売、受託商品と訳出した。

(注12) a sale-or-return system of retailing この場合、ディーラーが一たんすべてを買取り、一定期間後等に売残品はすべて

メーカーに返品する方式であろう。

（注13）the distortions in the dealer's true position この場合、一般に公正妥当と承認された企業会計の慣行（generally accepted accounting practise）に従って作成された財務諸表であっても、そこに本当はオフバランス金融分の脱漏等があって表示に不適当なものが存在していることであろう。

（注14）'artificial sale of stock' arrangement 内容は買戻条件付販売（譲渡担保）であると思われる。かかる販売そのものは実質的には架空売上に近い。

（注15）この場合の処理（仕訳）は、例えば、次の如くされるのではなからうか。

蒸留会社	金融会社
製品の擬似販売時	
現金10	製品10 <sup>*1</sup> 貸付金10 現金10
製品の買い戻し時	
売上原価12 <sup>*2</sup>	現金12 現金12 貸付金10
	受取利息2

※1は実質的には借入金であり、※2のうち10が借入金の返済、2が本文でいう金融費用である。蒸留会社においては擬似販売後、当該製品とその借入金は会計処理上は全く出てこないわけである。

（注16）'assignment of work in progress'scheme 本節の場合、仕掛品（work in progress）といっても建設会社なので、現在、我国でいう建設仮勘定或いは建設業における未完工事支出金などを指す。本稿では仕掛品と訳出しておく。この方式は建設会社が発注者よりの入金予定を金融会社に振替え（割当て）て支払うことにし、それを引当てにして金融機関より別途規則的に前渡金（貸付金）の融資をうけるものの如くである。金融機関よりの前渡金は建設会社にとって借入金であろうが、これを仕掛品よりの控除として処理するので、名称もこのようにいうものと思われる。

（注17）assign irrevocably all the amount

ts which are payable under a major contract. 発注者が受注者に支払う代金全額を金融機関に引き渡すことのようにあるが、実際は受注者（建設会社）を經由して支払う如くである。実質的には債権譲渡のようなことであろうと思われる。

（注18）advance 金融機関から建設業者へ前渡金或いは貸付金として渡すことであろうが、建設会社にとっては前受金或いは借入金であろう。

（注19）注17でふれたように金融機関との契約で、工事代金は全額、金融機関に譲渡されているのでこのようになるものと思われる。

（注20）控除して示すのであって控除する形式で示すのではないので、売掛金の入金の場合と全く同様、仕掛品勘定より控除し、仕掛品はその残高を表示するものと思われる

（注21）redeemable preference share Longman Dictionary of Business Englishによれば、会社が何時でも株式を買入消却（redeem）又は買戻し（buy back）できるのであり、なお、優先株式は通例、議決権を持たない。とされている。（同書 PP.402～403）

（注22）holding Company 英国では子会社（subsidiary company）支配、統制のための持株会社の設立が認められている。（上記辞典P110）但し、本書では親会社（parent company）という言葉も使っている。但し、前者を pure holding company、後者をoperating holding companyと厳密に使い分けているわけでもない如くである。本稿では原文にある通りそれぞれ持株会社、親会社と訳出した。

（注23）the holding company's accounts 当然持株会社の連結財務諸表のことであろう。なお、英国ではグループ報告書（Group Accounts）と云って連結に準じてはいるがより簡便な結合計算書の作成も行なわれる。しかし、本書ではこの点についても厳密な使

いわけはしておらず、本章ですでてくるグループ報告書も実際は連結財務諸表を指しているものと思われる。

なお、Ernst & Young社のU.K.GAAPによれば、1989年会社法まではGroup AccountsとConsolidated Accountsについて区別は明確でなかったが、1989年法でGroup AccountsはConsolidated Accountsであるべき旨が明定され、企業グループの財政状態及び経営成績につき「真実かつ公正な」(true and fair)表示をなすべき旨が規定されるに至り、また、付表4Aにおいて内容、株式等の規定が設けられている。(Ernst & Young, U.K.GAAP—Generally Accepted Accounting Practise, Longman, 1990, p.117)

(注24) 子会社が親会社以外に優先株式を発行した場合、グループ報告書では株式資本金、借入金ではなく、少数株主持分(Minority Interest)として取り扱われる。(上掲U.K. GAAP, pp.621~622.また、この点について、Ultramar PLC. 1989の報告書の実例が掲載されており、注記で説明がなされている。)

(注25) non-disclosed subsidiary 会社法上の子会社には該当しないが、実質的には子会社であるものをこう表現している。non-disclosable subsidiaryとも云っている。

(注26) 'A' preference share 先掲辞典によれば普通株式について議決権の相違のある株式(multiple voting share)が発行でき、そのうちA種株式は議決権が限定されているか或いは全くないもの、B種株式が十分な議決権をもつものとされている。A種株式が一般向け、B種株式は創立者、経営者向けに発行される。ここではA種でしかも優先株式であるので当然議決権はない株式であろう。

(先掲 Longman Dictionary of Business English, p.402)

(注27) 取締役会の支配に関する会社法の規定等は定款の規定による人的構成の人数に

についての形式的なもの如くである。

(注28) loan stock 正確には無担保社債である。(先掲 Longman Dictionary of Business English, p.420)

(注29) an associated or related company 我国財務諸表規則でいう関連会社、関係会社のことであろう。(先掲 Longman Dictionary of Business English, p15, p321) 事例の場合の子会社は、当然、関係会社であろうが、より正確には関連会社にならう。従って、連結会計上持分法が適用されるわけである。

(注30) accountants KMG Thomson Mclintock 英国最大の会計事務所 1989年現在、パートナー514名、スタッフ7,580名、年間収入31,560万ポンド、国内に57の事務所を持つ。なお、英国には大手会計事務所と云われるものが20社存在する。(雑誌 Accountancy 1989年7月号による。)

(注31) オフバランス金融は本文中に云われている如く、現在の法律上は全く合法的に行なわれているものである。従って、会社法等でディスクロージャー(実質)を重んじてこれを取りあげると、資産、負債概念等法律上の会計の基本的な枠組み(法的形式)を改めざるをえないことにならう。このことを云っているものと思われる。

(注32) 我国における最近のオフバランス取引問題については例えば次の論文がある。

武田隆二「オフバランス問題とディスクロージャー」企業会計 1992年1月号